

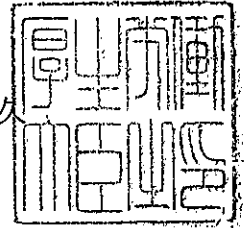
厚生労働省発食安1.107第1号

平成 2 5 年 1 1 月 7 日

薬事・食品衛生審議会

会長 西島 正弘 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条及び第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. グルタミルバリルグリシンの添加物としての指定の可否について
2. グルタミルバリルグリシンの添加物としての使用基準及び成分規格の設定について